

N P O 法人の手続きが オンラインで できるようになります!



ふじキュン♡

藤沢市所管の NPO 法人の皆様は、内閣府の「NPO法人ポータルサイト」内で、 申請・届出等手続をオンライン上で行うことができる「ウェブ報告システム」が利用できるようになりました。

※従来通り、電子申請システム(e-kanagawa)及び書面による申請・届出等を行うことも可能です。

ウェブ報告システムの主な機能

- ▶アカウントの管理
 - ユーザー登録や権限の設定、代理人用アカウントの作成ができます。
- ▶書類の作成、提出
 - ウェブ画面上での書類のアップロード等による申請書類の提出ができます。
- ▶申請・届出履歴の確認
 - ウェブ画面上で申請・届出等をした書類の確認ができます。
- ▶問い合せ機能
 - システムの操作について、サポートデスクへの問い合せができます。

対象となる手続き

・設立の認証申請・・事業報告書等の提出・・役員変更の届出・・定款の変更等

オンラインで手続きを行うには?

利用者登録(アカウント登録)又は G ビズ ID を利用することで各種手続きが可能となります。 登録、手続きは下の URL より、ご確認ください。



(URL) https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/create/confirmation

【システム操作に関するお問い合わせ】

窓口時間 平日 9:30~18:15(12:00~13:00を除く)

【手続きに関するお問い合わせ】

内閣府サポートデスク

電 話 0466-50-3516

藤沢市 市民自治部 市民自治推進課

電 話 0120-876-531

窓口時間 平日 8:30~17:15(12:00~13:00を除く)

电 間 0120 070 331

アカウント登録・利用申請

(〒手続きを始めるには、アカウント登録が必要となります。

既に NPO 法人を設立しており、新たにアカウント登録を行う場合

- NPO 法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン画面」で「アカウントの新規登録」を選択。
- 2 説明画面と規約を確認のうえ、必要情報を入力。⇒アカウント新規登録完了
- 3 ログイン後の画面で「法人利用申請」を選択。必要情報を入力して申請。
- ◆ 申請後、内閣府より法人の主たる事務所の住所に「利用申請コード」が送付されるので、 「法人利用申請」画面でコードを入力 ⇒ 利用申請完了。手続きが開始できます。

現行のシステムで既にアカウントを登録している場合

- NPO 法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン」画面で登録済みの ID・パスワードを入力してログイン。
- 2 規約を確認後、不足している情報を入力
- ③ アカウント情報が更新され、登録完了。各種手続きを利用できます。

G ビズ ID を利用する場合

- NPO 法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン」画面で 「G ビズ ID によるログイン」を選択し、G ビズ ID・パスワードを入力しログイン。
- 2 手続きを行う法人を選択。
- 3 不足している情報を追加で入力し、登録完了。各種手続きを利用できます。

※登録方法の詳細については、表面の内閣府ポータルサイトの URL より、ご確認ください。



登記事項証明書・住民票の写し等の提出について

登記事項証明書の提出が必要な手続きについては、「登記記事項証明書のみ」郵送でのご提出が必須となりますのでご注意ください。また、「住民票の写し・住所を証する書面(海外在住者)・印鑑証明書」についても同様に郵送必須となります。

※その他の必要書類はオンライン上でご提出いただけます。

事業報告書等の期限内のご提出をお願いします

NPO 法人は、**毎事業年度終了後 3 か月以内**に前事業年度の事業報告書等について作成し、所轄庁に提出することが必要です。

事業報告書等の提出は、期限内に行っていただきますようお願いします。 また、役員の改選・変更等(再任を含む)が行われた際には、 速やかに役員変更の届出を行うようお願い致します。



関連リンク -

● NPO 法人ポータルサイトログイン画面 (内閣府) 《URL》 https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/users/auth/login?



●藤沢市ホームページ「特定非営利活動法人に関する事務について」 《URL》https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jiti-s2/kurashi/shimin/npo/jimu.html

